

1 目的

LGWAN-ASPのビジネスチャットシステムおよび情報資産を活用した職員間等の情報共有や連絡調整等が安全かつ安定的に行えるよう「草津市情報セキュリティ基本方針」および「草津市情報セキュリティ対策基準」に基づき実施手順を定めるもの。

2 管理体制

● 情報システム管理者(経営戦略課長)

ビジネスチャットシステムにおける情報セキュリティに関する権限および責任を有し、情報システム担当者に必要な作業等を指示

● 情報システム担当者(経営戦略課職員)

情報システム管理者の指示に従い、システム開発や設定の変更、運用、更新等の作業を実施。

3 利用者

● 管理ユーザー

- 情報システム管理者
- 情報システム担当者

- ・ユーザー間でのやり取り
- ・ユーザー管理、権限管理

● 一般ユーザー

- 本市職員
(再任用・会計年度職員を含む。)

- ・ユーザー間でのやり取り
(トークルーム作成、招待が可能)

● ゲストユーザー

- 管理ユーザーが招待した外部団体等の職員

- ・ユーザー間でのやり取り
(トークルーム作成、招待はできない)

4 情報セキュリティ対策

● システム側での対策

- ・自治体情報システム強靱性向上モデルに即したネットワーク構成でシステムを構築
- ・LGWAN-インターネット間では三層構造でセグメントを分離、ファイアウォールによる制御を多重化
- ・データ通信は暗号化(SSL/TLS)通信により、第三者の盗み見や改ざんの防止
- ・ログイン失敗(3回)でアカウントロック。
- ・インターネット環境(スマホを含む。)からのデータ送信を画像ファイルのみに制限
- ・スマートフォンアプリでのスクリーンショットの監視・制限
- ・ゲストユーザーとのやり取りは、専用の環境を構築し実施

● 利用者側での対策

- ・各ユーザーがログインパスワード(8文字以上、英数字・記号の組み合わせ)の設定・管理
- ・モバイル端末およびアプリケーション双方にパスワードを設定
- ・モバイル端末で使用する際は所属長の許可を得たうえで情報システム管理者へ申請
- ・モバイル端末を盗難・紛失した際は、情報システム管理者に速やかに報告(アカウント停止)

5 法令遵守

ビジネスチャットシステムの利用では、**情報資産の管理**および**個人情報保護**の観点から、下記条例等を遵守した運用を行うこと。また、チャットの内容は**市政情報**に該当し、情報公開の対象(職務上作成すべきもの、かつ、組織的に用いるもの)となります。

- 草津市個人情報保護条例
- 草津市個人情報保護条例施行規則
- 草津市情報公開条例
- 草津市情報公開条例施行規則
- 草津市情報セキュリティポリシー
- 草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
- 草津市事務決裁規程
- 草津市文書規程 等……